

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

接見技術のダイヤモンドルールを作ろう！

—特別編：研修「これからの刑事弁護を学ぼう

～可視化時代の弁護実践～」報告(前編)

取調べの可視化実現大阪本部

1. 取調べ録音・録画の拡大

1 取調べ録音・録画の法制化

2014年(平成26年)9月18日、法制審議会は、法務大臣に対し、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件について、警察官・検察官の被拘束被疑者に対する取調べ全過程録音・録画の法制化を答申した。被疑者段階の供述の任意性が争われた場合の公判における録音・録画媒体の証拠取調べ請求義務とともに、2015年通常国会で成立の見込みである。

2 検察庁依命通知による録音・録画の実施

2014年10月、最高検察庁の依命通知に基づき、検察官が独自に行う取調べ録音・録画も拡大された。裁判員裁判対象事件、検察独自捜査事件、知的障がいのある被疑者や責任能力に疑いのある被疑者に対する取調べの全過程録音・録画は、試行から本格実施に格上げされた。さらに、事件類型を問わず、被疑者供述が立証上重要な事件や、公判で取調べ状況に争いが生じる可能性のある事件における被拘束被疑者の取調べと、必要に応じた被害者及び参考人の事情聴取が、検察官取調べ全過程録音・録画の試行対象に加わった。

3 可視化時代の弁護実践の在り方を探る研修

大きな転換点を迎えた刑事弁護のあるべき実践を目指し、2014年9月17日、取調べの可視化実

現大阪本部は、標記研修を開催した。取調べの可視化を踏まえたこれからの弁護実践を追求する本連載の特別編として、上記研修で提言された「可視化時代の弁護実践」を、今回及び次回に分けて報告する。前編の今回は、捜査機関が開発した取調べ技法等も参考にした効果的かつ的確な接見技術の実践例の紹介である。

2. 取調べ技術の活用

1 接見技術向上の必要性

被疑者取調べ録音・録画の拡大に伴い、捜査機関の見立てに“忠実”な「密室作文調書」はつくりにくくなる。捜査機関に都合のよい供述を被疑者に押し付け、強引に調書への署名押印を迫ることが極めて困難となるからである。後の公判で、供述調書に記載された自白の任意性が争われた場合、違法・不当な取調べにより被疑者の供述の自由が奪われ、虚偽自白調書が作成された経緯が明白となる事態を想像すれば、当然の帰結である。したがって、取調べ録音・録画の拡大に伴い、取調官は、脅したり、なだめたり、誘導したりして被疑者に「反省」を迫る旧態依然とした取調べ方法をやめ、任意性、信用性のある供述を引き出すための高度な取調べ技術を習得し、向上させる必要に迫られる。

このような事態は、弁護人にとって、決して対岸の火事ではない。弁護人も、高度化する取調べに対抗し、巧妙な誘導に載せられた虚偽自白や不利益事実の不合理な承認を回避させるため、被疑

者の供述の自由を確保するための接見技術を向上させなければならない。捜査機関と弁護人との間に、事案に関する情報量と、被疑者と接する機会及び時間において圧倒的な格差がある被疑者段階では、弁護人の対抗手段は、接見の際に被疑者から得られる情報の質と量、そして、接見の際、弁護人が被疑者に行う助言の的確さに、大きく依存するからである。

2 捜査機関の開発した取調べ技法の応用

このような観点から、研修では、接見技術の向上に役立つ考え方として、PEACE モデルが紹介された。1980年代、警察官による被疑者取調べの録音制度を導入した英国では、捜査機関によって、取調べ官が被疑者から任意性、信用性のある供述を獲得するための取調べ技術の向上を目指した研究が重ねられた。その成果として提唱されるに至った被疑者取調べのプロセスは、その頭文字を取って「PEACE」モデルと呼ばれる。その具体的内容は、以下のとおりである。

- Preparation …………… 準備
- Engage …………… 導入
- Account …………… 説明
- Clarify (Challenge) …… 明確化 (弾効)
- Evaluation …………… 評価

聴取者は、入念な準備のうえで取調べに臨む。取調べの導入部分では、聴取者と被聴取者のラポール（臨床心理学における「相互に信頼し合い、安心して感情の交流を行うことができる関係が成立した心的融和状態」を指す。）の形成を心がける。そのうえで、被疑者に自由に語らせて事案を説明させる。次に、取調べ官は、被疑者から獲得した供述に対する質問をさらに重ね、供述内容を明確化する（客観的状況との矛盾など、不合理な供述の場合は弾効する。）。

このような取調べ技法は、立場こそ異なるものの、被疑者からの的確に、適切な情報を獲得する必要のある弁護人の被疑者接見においても、十分に活用することができる。

3 接見の4つのステップと適切に情報を引き出すための質問方法

PEACE モデルを念頭に、研修で提唱された被疑者接見のプロセスは、

- 導入……………被疑者と弁護人との間のラポールを構築するための働きかけ
- 聴き取り……………拘束された理由、取調べ官の追及内容、「本当は何があったのか」の把握
- 助言……………聴き取った状況に即した取調べ対応等のアドバイス
- まとめ……………取調べシミュレーション、接見で伝達した内容の確認

の4ステップである。第2段階の聴き取りでは、警察庁が2012年に取りまとめた「取調べ教本」を引き合いに、聴き取る側の過度な誘導による情報の収集不足に陥らず、適切、的確に幅広く事情を聴取する方法として、以下の方法を示した。

- 自由再生質問……………聴取側がテーマや場面を限定せず、被疑者に自由に語らせる
- 焦点化質問……………被疑者の語った内容を5W1Hの質問を重ねて明確化する
- 選択式質問……………明確化の過程で複数の選択肢を示し、被疑者に選ばせる

3. 取調べ録画への対応と活用を考慮した「可視化時代の被疑者接見」

1 「可視化時代の弁護実践」の具体例—盗撮否認事件を題材に

上記研修では、以上の概念を具体化した弁護実践の在り方として、設定事例に基づくロールプレイを交えた「可視化時代の被疑者接見」が披露された。

【事例—知的障がいのある被疑者が逮捕された盗撮否認事件】

駅構内エスカレーターで、前に立っていた女性のスカート内をスマートフォンで撮影しようとしたとして、迷惑防止条例違反の疑いで逮捕された被疑者との初回接見である。

2 ラポールの構築

悪い例

被疑者の不安への配慮や共感、弁護人の役割や被疑者の現在の状況に関する説明等、信頼関係を構築するための導入なく、いきなり被疑事実の確認から始める。

「こんばんは、弁護士の～です。よろしくお願
いします。私は守秘義務を負っているので何
でも話してください。さっそくなんですけど、ど
んなことで逮捕されたんですか…」

良い例

逮捕直後の不安に配慮し、弁護人の役割をわかりやす
く簡潔に説明する。一度に多くのことを伝え過ぎる情
報過多にならないよう配慮する。

「ご存知かもしれませんが私の役割をお話し
します。Aさんは突然逮捕されてしまって、家
族や友人に伝えたいこともあるでしょう。そ
れを、Aさんに代わって伝えるのも弁護士の
仕事です。それから、Aさんは警察官に話を
聞かれましたよね。それを取調べというん
ですが、取調べでどんなことを聞かれるのかと
か、取調べで何を話せばいいのかをアドバ
イスするのも弁護士の仕事です。ほかにもお役
に立てることはありますが、今はこの2つだ
け分かっていたいただければ結構です…」

3 事実の聴き取り、把握

悪い例

被疑事実＝捜査機関の見立てと、実際に起きたこと＝
被疑者の認識する事実を区別せず、弁護人が想像し
た状況を誘導尋問で問い質す。

⇒～駅のエスカレーターで、女の人のスカート
の中を撮ったっていわれています
「～駅にいたのは間違いない?
前に女の人がいた? スカートを履いてた?
あなたはその時、携帯を持ってた?」

良い例

被疑者の言い分をオープンに聴き、「本当は何かがあっ
たか」の的確な把握に努める。

「その日のことを詳しく聞かせて下さい」
「昼間は何をしていたんですか?」
⇒作業所で6時ぐらいまで働いていた
「その後は?」
⇒家に帰るため、～駅行きのバスに乗った
「バスの中で何を?」
⇒阪神-巨人戦の試合速報を見ていた
「バスを降りてからは?」
⇒電車に乗って帰るのでそっちに向かった
「バスを降りてから電車の方までどうやって
行くんですか?」
⇒エスカレーターで
「エスカレーターを上がる時何をしていました?」
⇒試合速報を見ていた
「どんな場面?」
⇒2回裏1アウト2・3塁。点が入るかなって
思ってたけど更新していた
「それでどうなったんですか?」
⇒女の人が「スカートの中撮ったでしょ」
と言ってきた
「それでどうしました?」
⇒急に怖くなって走って逃げたが、途中で転んだ

4 事案に即した証拠構造の把握、裏付けの確保を目的とする弁解内容の明確化

悪い例

盗撮を疑われているのに、スマートフォンの撮影機能
や撮影画像の確認を怠り、弁解を裏付けるための詳細
な状況把握も欠落している。

⇒エスカレーターに乗りながら、携帯で
阪神戦の試合速報を見ていました
「普段から見るとですか?
スマートフォンですか? そうですか…」

良い例

事案に即した証拠構造を想定して状況把握に努める。

「Aさんのスマートフォンのカメラはどこについてますか？」

→画面の後ろ側、裏側

「普段はどんな写真を撮りますか？」

→ほとんど撮らない。バスの時刻表とか家族とか

「何枚くらい保存を？」

→時刻表が4枚、家族で出かけたとき撮ったのが20枚くらい

5 取調べ状況の把握

悪い例

取調べ時の詳細な状況の把握に欠ける。

「警察にはどんな説明を？」

→同じような説明をしました

「弁解録取という書面を作ったね。」

スカート内を撮影しようとしたと書いてある？」

→はい

「そうなんですか、参ったなあ…」

良い例

取調べ時の取調官との具体的なやり取りの把握に努める。

「警察の人にはどんな説明を？」

→今みたいに説明しました。

「警察の人は何と言っていたのですか？」

→そんなはずはないやろって怒られて…

「何を怒られたのですか？」

→被害者が嘘ついてるって言うのかって…

「それでどうなった？」

→うまく説明できず、結局スカートの中を撮ろうとしたってなった

「警察官は弁解録取書っていう紙を作ってませんでしたか？」

→はい

「どんなことが書いてありました？」

→僕がスカートの中を撮ろうとしたって…

「その紙に名前を書きました？」

→はい。書けて言われたんで

「警察官に話しているとき、録音や録画はされました？」

→ちょっとわかんないです

6 的確・適切な情報獲得の重要性

取調べに対して積極的に説明するか黙秘を貫くのか、供述調書の作成に応じるのか否かなど、弁護方針の見極めや、弁解内容を裏付ける証拠の確保（防犯カメラ映像、目撃者証言、“犯行時”の試合速報内容の確認等）の検討過程では、捜査機関との間の情報量のギャップをどのように埋めるかが重要である。ラポールの構築、「本当は何があったのか」に関するオープンで幅広い事情聴取、弁解の中核部分を素早く把握して、詳細で具体的なヒアリングに移行することによる明確化、証拠構造の把握と証拠確保を意識した聴取を意識して行うことにより、必要な情報を適切、的確に聴き取ることができる。

次回の後編では、以上の接見技術を前提に、取調べの録音・録画制度を弁護実践に活かすための具体的な考え方や手法——本連載の主題である——について、研修で示された考え方、方策を報告する。

（つづく）